

保護者 様

大阪市立田辺中学校
校 長 井 寄 芳 春

令和 7 年度（2025 年度）就学援助制度における申請期限について（再案内 一般 1）

大阪市では、お子さまが大阪市立の小・中・義務教育学校にお通いで、経済的に困られている家庭の保護者の方に、学校教材費や給食費などを援助する「就学援助制度」を設けています。

申請を希望されるご家庭は、以前にお配りしている「令和 7 年度（2025 年度）就学援助制度のお知らせ（早期 2・一般・随時）」（以下、「お知らせ」）をお読みいただき、下記の提出書類を申請期間中にご提出ください。

なお、このお知らせは既に申請がお済みのご家庭についても配付しています。

また、すでに申請がお済みの方は、再度ご提出いただく必要はございません。

記

1 申請期間（受付：平日の 8:30～17:00）

申請区分	申 請 期 間	申請理由	審査結果の通知時期
早期 2(書類審査)	受 付 終 了	① ～ ⑪	5 月末日予定
一般 1(税情報利用)	5 月 12 日（月）まで	① ・ ⑫	8 月末日予定
一般 2(書類審査)	6 月 30 日（月）まで	① ～ ⑫	8 月末日予定

2 提出書類（提出前に各チェック項目をご確認ください。）

☐	『令和 7 年度(2025 年度)就学援助申請書兼世帯状況票』 (用紙は「お知らせ」に挟んでいます。「お知らせ」P.6 の記入例をあわせてご参照ください。)
☐	申請理由が⑫で住宅形態が「借家等」の場合は「賃貸借契約書の写し等」を添付してください。 (「お知らせ」P.6 をご参照ください。)
☐	申請理由が①・④・⑤・⑧・⑫で申請者が「ひとり親」の場合は、「配偶者がいないことを証明する書類」を添付してください。(「お知らせ」P.3 をご参照ください。)
☐	『申請理由を証明する書類』（一般 1 申請の場合は税情報利用による所得審査のため不要） (申請理由によって、証明する書類が異なります。「お知らせ」P.2 をご確認ください。)
☐	就学援助申請書兼世帯状況票の裏面にステープラーなどで留めてください。

3 提出先

- ・申請書等には、たいへん重要な個人情報が含まれています。保護者の方が児童・生徒の在学する学校まで、持参または郵送にてご提出ください。
- ・以下の小・中学校にきょうだいが在学する場合は、どちらかの学校にまとめて提出することができます。

小学校	桑津小学校、北田辺小学校、田辺小学校、南田辺小学校、育和小学校、今川小学校
中学校	田辺中学校、東住吉中学校、白鷺中学校

- ・きょうだい分をまとめて提出する場合、申請書類は児童・生徒分をそれぞれの学校ごとにご作成ください。

裏面も必ずお読みください。

4 お問い合わせ先

申請に関して不明な点等ございましたら、申請書類を提出される学校へ直接お問い合わせください。
本校へ提出される場合の提出先、連絡先は以下のとおりです。

【提出先】

〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺 4-7-24 大阪市立田辺中学校 事務室

【連絡先】

大阪市立田辺中学校 事務室 就学援助担当

☎ 06-6692-0117

学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）

☎ 06-6115-7653

5 その他留意事項

【申請関係】

- (1) 7月1日以降についても「随時申請」として申請することができます。ただし、認定日は申請日以降となり、4月にさかのぼることができませんので速やかに提出してください。
- (2) 小学校と中学校のきょうだい分をまとめて申請される場合、申請書は学校ごとに作成してください。証明書類は、どちらか一方に原本を添付し、もう一方にはコピーを提出してください。
- (3) 証明書類の添付もれ、不備（書類全体がコピーされていない、年度が古いなど）にご注意ください。
- (4) 学校担当者が申請書類を受け付けた際は「受領書」をお渡しします。（郵送でご提出された場合でも、受領書をお渡しします。）万が一、申請書を提出しても受領書が発行されない場合がありますら、お手数ですが、提出先の事務室までご連絡ください。
- (5) 申請後に、申請書の内容に変更があった場合（出生・結婚・離婚など世帯状況に変更があった場合や、児童扶養手当の支給停止など申請理由に該当しなくなった場合等）、速やかに申請書を提出した学校に申し出てください。

【結果通知関係】

- (1) 認否結果は、「早期 2 申請」については5月末ごろ、「一般 1・2 申請」については8月末ごろに、教育委員会から申請書に記入された住所に郵送されます。
随時申請の場合は、書類不備がない場合、教育委員会受理後 30 日以内に、申請書に記入された住所に郵送されます。

【支給関係】

- (1) 援助の内容は、「お知らせ」P.8 をご参照ください。
- (2) 認定後の就学援助支給日・支給額につきましては、お子さまの通学されている学校から後日お知らせいたします。
- (3) 事実ではない理由による申請は、虚偽・不正や資格がないなどが明らかとなった場合や、支給された就学援助費を本来の趣旨以外の目的に使用されたことが明らかとなった場合に、認定を取り消した上、就学援助費を返還していただくことがあります。

【その他】

- (1) 「お知らせ」や申請書を紛失された場合は、再度用紙を配付いたしますので、上記連絡先までご連絡ください。